時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百七十六號　水曜日

明治廿四年四月一日（丁巳）

舊暦辛卯二月廿三日

日出午前五時三十分　日入午後六時一分

月出午前九時二十四分　月入午前九時十六分

滿潮午後九時三十六分

（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚又は〇一箇月銀金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報は毎日郵便にて遠近送付するものとす

〇時事新報の廣告は別に定規あり

時事新報廣告料前金

一行五十字以内の字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日丑に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受くる可し

時事新報

依然たる鎖國攘夷の精神

日本開國以來既に三十年文明開化と唱へて頻りに西洋の文物を輸入し一も西洋二も西洋と政府の政體を始めとし社會の風俗慣習に至るまで一切彼に模倣して次第に今日の外觀を致したる次第あれども扨顧みて實際の成敗を見れば文明開化は唯事物の外觀を西洋にしたるのみにて其精神に至りては毫も改むる所なく依然鎖國の習慣に安んずるの實あるは我輩の遺憾に堪へざる所なり抑も文明開化とは單に形體の事のみならず既に[illegible]支那の[illegible]請願と交通し商賈の事あり軍國の事あり入りて落後の不覺を発れんとするには[illegible]の覺悟みを肝要にして唯一國の内に蟄[illegible]も[illegible]自[illegible]る可きに非ず往昔鎖國の時代に在りては[illegible]四面繞らすに海を以てし若しも猾奴の[illegible]ならば神風一怒忽ち其船を覆す可しとて[illegible]すれば何にも変心の極にして鎖國攘[illegible]も之を笑ふものもなく又咎むるものもなく世中の乾坤、仙郷正に濃にして獨り自から得々たりしかとあれども今の文明交通の世界は商賈に軍事に實力の競爭にして意中の仙境に眠を貪り夢に醉るの時代にあらず鎖國人は果して鎖國攘夷の夢を醒まして其邊の[illegible]夢に驚きしや否や二十年來文明の外形は次第に[illegible]と吹聴して見る可きもの少からずと雖も人の精神に[illegible]りては往々鎖國攘夷の書に安んじて改過々歩の兆なき[illegible]社會の事實に徹して腐に堪へざる所なり明治以[illegible]して國中に洋書を讀み洋術を解するも[illegible]と雖も多くは後輩の壯年輩にして今日現[illegible]に[illegible]ける人々に至りては教育も自から古[illegible]と稱す故に[illegible]も自から古[illegible]ざると稱す故に[illegible]して百般の文物[illegible]度その外面は悉[illegible]も其[illegible]は往々外に流はずして時[illegible]も[illegible]ひ[illegible]ず却ち其精神[illegible]の日本人[illegible]みるものなれば[illegible]生七[illegible]位官爵復古の色[illegible]東洋未曾有と稱する[illegible]の實際を見る[illegible]と云ひ往々自己の[illegible]法

[illegible]を送ふし手本の真を失ふの憾なきに非ずして海外諸國の面前に弱し國の爲めに體面を恩ふの心操は甚だ淡泊なるが如し又一般の人心に於ても内に向ては頗る勇氣あるに似て外に對すれば兎角小膽にして小兒の臆面するが如く又婦人の物嫌ひに類する事柄なきに非ず先年の條約改正談に世人が内地雜居を云々したるが如き最も著しき例あれども總て外に關する事柄とあれば嘗もすれば危惧の念を抱くは我國人の常態にして例へば某國の皇子來遊の沙汰あれば忽ち之に附會して種々の說を傳ふるが如き一個人が無恥の私書を某公使に贈りたりと聞けば事の眞偽を究めずして慢に之を嘆ずるが如き其心事は兎も角も外國との關係と云へば常に猜忌の眼を以て之を見る其精神未だ鎖國攘夷の餘臭を脫せざるものにして共に文明の事を談ず可らず抑も今の文明の立國は多事多端にして一日も油斷す可きに非ずと雖も其多事多端は世界の大勢にして其大勢の中に處し我國のみ獨り無事を保つ可きに非ざれば今日の覺悟は何は兎もあれ自から其大勢に當り之に屈せずして却て之に乘ずるの用意あるを肝要なる可し即ち國を開て内には外國の人を容れ又その資本を入るゝと同時に外には大に航海の業を盛にし海外の殖民移住を謀る等その事は一にして足らざれども是等の事業は大膽活潑文明の教育を受る文明の精神を有するに非らざれば其效を見るみと難かる可し我輩は思ふて國の大計に到る毎に我國人中に今日尙は鎖國攘夷の夢醒めずして聊もすれば一局面の小事に喫々して事の大體に通せざるもの多きを悲しみ社會文明の士人と共に之を警醒せんことを自から期するものなり

官報

勅令

朕陸軍將校服制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿四年三月三十日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二十九號

陸軍將校服制中左ノ通改正ス

一 騎兵ノ服制ハ黑色トシ騎兵ハ黃色トス

一 砲兵ノ服制ハ赤色トシ砲兵ハ黃色トス

一 歩兵ノ服制ハ白田歩兵ニ倣ヒ

一 工兵ノ服制ハ白田歩兵ニ同シ

但將官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

佐官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

尉官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

外套ハ騎兵ト工兵ノ服制ハ黃色トス又將官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

朕陸軍下士以下服制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿四年三月三十日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第三十號

陸軍下士以下服制中左ノ通改正ス

一 騎兵ノ服制ハ白田歩兵ニ倣ヒ

一 砲兵ノ服制ハ白田歩兵ニ同シ

一 歩兵ノ服制ハ白田歩兵ニ同シ

一 工兵ノ服制ハ白田歩兵ニ同シ

但將官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

佐官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

尉官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

外套ハ騎兵ト工兵ノ服制ハ黃色トス又將官ノ帽章及將ノ劍式ハ陸軍騎兵ニ同シ

朕陸軍下士任用進級條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿四年三月三十日

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第三十一號

海軍下士任用進級條例中左ノ通改正ス

第一條　三等兵曹ハ確術練習屬若クハ水雷術練習屬卒業ノ一等水兵若クハ兵曹適任證書ヲ有スル一等水兵又ハ學術檢査ニ合格シタル一等水兵ヨリ任用シ三等信號手ハ信號卒業證書ヲ有スル一等信號兵又ハ學術檢査ニ合格シタル一等信號兵ヨリ任用ス

第二條　年齡二十年未滿ノ者ハ下士ニ任用スルコトヲ得ス

第十四條甲兵曹ノ部

四　按針ノ職ニ充フヘキ者

勅令第三十一號參照

勅令第百五十二號陸軍下士任用進級條例（明治二十三年七月三十一日官報）抄錄

第一條　三等兵曹ハ確術練習屬若クハ水雷術練習屬卒業ノ一等水兵若クハ兵曹適任證書ヲ有スル一等水兵又ハ學術檢査ニ合格シタル一等水兵ヨリ任用シ三等信號手ハ信號卒業證書ヲ有スル一等信號兵又ハ學術檢査ニ合格シタル一等信號兵ヨリ任用ス

第二條　左ニ掲クル事項ノ一ニ當ル者ハ下士ニ任用スルコトヲ得ス

一　年齡二十年未滿ノ者

二　身體以上ノ刑ニ處セラレタル者

第十四條甲兵曹ノ部

四　信號ノ職ニ充フヘキ者

朕茲ニ行政裁判所長官並評定官年俸ノ件ヲ裁可シ明治二十四年四月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名御璽

明治廿四年三月三十日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

大藏大臣伯爵松方正義

勅令第三十二號

第一條　行政裁判所長官評定官年俸左ノ通定ム

長官		四千五百圓
評定官	一等	三千五百圓
動任	二等	三千圓
	一等	二千五百圓
奏任	二等	二千圓
	三等	千五百圓

第二條　勅定官奏任四等以下ノ年俸ハ高等官官等俸給令ニ依ル

○大藏省令第六號

地租條例施行細則第九條左ノ通更正ス

明治二十四年三月三十一日　大藏大臣伯爵松方正義

第九條　條例第十條第二項ノ土地ハ便宜檢査ヲ爲シ五箇年以内ニ檢了スヘシ

大藏省令第六號參照

大藏省令第十九號地租條例施行細則（明治廿一年十二月廿九日）抄錄

第九條　條例第十條第二項ノ土地ハ府縣知事ニ於テ豫メ管内ヲ五區域ト爲シ年毎其一區域ヲ檢査シ五箇年ヲ以テ全管ヲ檢了ス可シ但地價ハ檢査ノ當年ニ於テ修正ス

○大藏省訓令第二十九號

府縣（沖繩縣ヲ除ク）

明治二十二年當省訓令第七十六號地租條例及同條例施行細則取扱方第三條但書第四條第五條及第六條中「第十六條第三項十五年以上ノ年期及第六項第十八條」ノ二十三字ヲ削除ス

明治二十四年三月三十一日　大藏大臣伯爵松方正義

大藏省訓令第二十九號參照

大藏省訓令第七十六號（明治二十二年十二月二十九日）抄錄

第三條　地租條例第四條ノ檢査ヲ爲スニ方リ官ノ地圖ト實地トヲ照査シ其組織ナキヲ認ムルトキハ上等手ヲ可シ但大藏檢査ニ要スル器械ハ收稅官吏携帶ス可シ

第四條　條例第十條第二項ノ土地ハ其區域境界ニ編纏シ區キ其地價修正ヲ以テ市町村限リ期限ノ年度ヲ區分シ六箇年ヲ期ヲ遂次區租ス可シ地目變換地藪帰ノ開墾ハ區ク可シ

第五條　條例第十條第三項ノ變換及條例第十六條第二項ノ開墾屆出アルトキハ市町村限各其事條ヲ調査シ地目修正ノ年限ヲ記入シ送ク可シ

第六條　條例第十六條第三項十五年以上ノ年期及第六項第十八條第二十條第二項ノ土地ニ對シ年期ヲ附與スル可キモノト認ムルトキハ其狀況ヲ具シ當省ヘ稟議ス可シ

雜報

○横濱瓦斯局處分に係る意見書　同處分に付本町外十三箇町區會の決議に反對の一振は去る二十八日市參事會へ左の意見書を提出せりと

横濱市本町外十三箇町區會は當市參事會より提出せられたる瓦斯局處分案に對し其瓦斯局建築地建家及び附屬の諸器械幷に其事業其他一切を解散に付て公賣し其代金は横濱市基本財産に充つる為め別紙に引渡すべしと決議せり若し此決議を採用しなしと雖も行せんか其決議執行の結果は獨り本市の利益を害するのみならず自ら決議せる本町外十三箇町參與の不法を表白するに至るやめせり敢て某等は横濱市會に引渡すべしと云ふ

否との論點は暫く措き理由を左に開陳し以て[illegible]んと欲するなり

第一　本町外十三箇町に付し其公賣處分の[illegible]議決を要するとの[illegible]之を知るに由なし却方法は廣く之を[illegible]雖も今實際の有[illegible]る事業を拂ひ下げ[illegible]人は極めて狹少[illegible]處によれば或る[illegible]古賣物となる事[illegible]等の古賣物とな[illegible]慣に賣取り其事業[illegible]し而して其事業[illegible]點火料の昇降は[illegible]忽ち其點火料を[illegible]するときは本市[illegible]する能はずして[illegible]偶給を仰ぐに至[illegible]に至るやを知るべ[illegible]團體の公益を害[illegible]斯代價昇降の影[illegible]すべき者あれば[illegible]らん事を希望致[illegible]

第二　右議決の執[illegible]と假定するも本[illegible]して往々他の競[illegible]占に歸するもの[illegible]成一個人に委せ[illegible]經營し以て其代[illegible]を利し其收入を[illegible]治體の勉めて經[illegible]箇町の區會か斯[illegible]をして前項の如[illegible]之を一個人の手[illegible]等の理由に基く[illegible]措置と云はざる[illegible]右具伸候間費明[illegible]を御參考の一に供[illegible]

明治二十四年[illegible]

○新潟牙國の暴動[illegible]て兵士の暴動あり[illegible]ルブス　ゾイガ　ゴ[illegible]高等判事　ロドリ[illegible]暴徒コルレイア[illegible]ニオ　ピントレイ[illegible]大凡そ四百人にし[illegible]於て官兵と[illegible]打破れたり此爭鬪[illegible]者は四十人餘あり[illegible]アンブル　ブラガ[illegible]リスボン府に於て[illegible]するや否共和黨の[illegible]は國下切りに暴徒[illegible]んとする暴徒多り[illegible]

○東本願寺の[illegible]財產一等山林本谷[illegible]役員直過大木の[illegible]年中京都東本願寺[illegible]料員の山林に於て[illegible]見したるより同[illegible]本願寺が[illegible]中の[illegible]りと云ふ